

商工通信



令和2年11月号
第211号

令和2年11月1日発行

ウイルス予防で手洗いを!

〒959-2642 胎内市新和町 2-5

中条町商工会 (胎内市産業文化会館内)

TEL (0254) 43-3624 FAX (0254) 43-5773

URL <http://www.tainai.or.jp/>

✉ nakasyo@shinsyoren.or.jp

★今月・来月の行事予定

※今月の名言・・・

一度道に迷うよりも、二度尋ねる方が良い デンマークのことわざ

【11月 NOV】

日にち	時間	内容	場所	担当者
5日(木)	13:30~	商工会中間監査	商工会館	町田・菅原・永井
10日(火)	9:00~	融資委員会	商工会館	町田・菅原・鈴木・窪田
11日(水)	13:30~	女性部花いっぱい運動 ※予備日12日(木)	商工会館	窪田・永井
24日(火)	18:00~	女性部役員会	商工会館	窪田・永井
26日(木)	16:00~	中条町・黒川商工会合同役員研修会	中条グランドホテル	町田・菅原

【12月 DEC】

日にち	時間	内容	場所	担当者
10日(木)	9:00~	融資委員会	商工会館	町田・菅原・鈴木・窪田
24日(木)		行政懇談会(予定)	中条グランドホテル	町田・菅原
28日(月)		仕事納め		

★壁等に貼ってご利用下さい。

※同封の案内文書でもお知らせしておりますが、今年度の地区総会は全地区中止とさせていただきます

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための販路開拓に 最大100万円が交付される補助金を活用しませんか?

小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型) 最終受付迫る

○受付締切 令和2年12月10日(木) 郵送必着

○小規模事業者(※)を対象に、商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために販路開拓に取り組む費用の2/3もしくは3/4を補助します。(補助上限:100万円)

※小規模事業者とは、商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は常時雇用する従業員数が5名以下、製造業・その他(サービス業のうち宿泊業・娯楽業を含む)は常時雇用する従業員数が20名以下の事業者です。

○販路開拓や売上増を目的とする事業計画であれば対象となります。

○申請要件 補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

A: サプライチェーン毀損への対応 … 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
(補助率2/3) (例: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)

B: 非対面型ビジネスモデルへの転換… 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと
(補助率3/4) (例: 店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス導入)

C: テレワーク環境の整備 … 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること
(補助率3/4) (例: WEB会議システム、PC等を含むシンククライアントシステムの導入)

小規模事業者持続化補助金(一般型)も受付中です

○受付締切 令和3年2月5日(金) 当日消印有効

○小規模事業者(※)を対象に、商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。

※小規模事業者とは、商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は常時雇用する従業員数が5名以下、製造業・その他(サービス業のうち宿泊業・娯楽業を含む)は常時雇用する従業員数が20名以下の事業者です。(補助上限:50万円)

○販路開拓や売上増を目的とする事業計画であれば対象となります。

○例・・・新たな顧客層の取り込みをねらった広告宣伝のチラシを作成する費用、店舗を改装し、幅広い年代層の集客を図るための費用など

☆事業再開枠について

「一般型」「コロナ特別対応型」の採択事業者を対象に、事業再開に向けて業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限の感染防止対策を行う取組について追加で補助します。(補助上限50万円・補助率10/10、単独申請不可)

(例: 消毒液・マスク・体温計等の購入、アクリル板・換気設備の導入、クリーニングの外注、感染防止喚起ポスターの印刷費 等)

○申請書類 申請書類・公募要項は新潟県商工会連合会のホームページからダウンロードできます。 <http://www.shinsyoren.or.jp/>

※商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者等については、【全国商工会連合会提出用】の様式をご使用ください。

新潟県 Go To Eat キャンペーン事業のご案内

新型コロナウイルス感染症により甚大な被害を受けた新潟県内の飲食店を応援するために、新潟県内の飲食店でのご支払いにおいて利用可能な食事券を発行しています。

■食事券について

1冊12,500円分の食事券を10,000円で販売、1人につき1回あたり2冊まで購入可。(購入回数限度なし)
購入期限は令和3年1月31日(日)、有効期限は令和3年3月31日(水)までとなっています。

■取扱対象店 新潟県内の飲食店 ※詳細は公式ホームページ (<https://niigata-gte.com/>) をご覧ください。

■販売店 NIC(ニック)新潟日報販売店(営業時間/月～土曜10:00～17:00、日祝日・休刊日等休業)



飲食店の皆様へ

■取扱店登録申込は公式ホームページから申込書をダウンロード・印刷し、必要事項を記入のうえ、取扱店登録受付係にFAXか郵送ください。お申込み受付期限は令和2年12月20日(日)までです。

■参加飲食店は業界ガイドラインに基づき感染予防対策に取り組んでいることを条件とし、その取り組み内容を店頭に掲示する必要があります。

◎取扱店登録条件の一部が変更となりました。(令和2年10月1日～)

- ・新潟県外に本社・本部のある飲食店も、県内に店舗があれば登録可能となりました。
- ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律の許可を有している飲食店も、条件を満たせば登録可能になりました。

■飲食店の方でGo To トラベル事業へもご参加の場合、Go To Eat 事業への登録が必須となっており、登録を証する書類の写しの提出が必要となりますが、新潟県 Go To Eat では登録を証する書類が発行されません。よってGo To トラベル事業登録申請の際は新潟県 Go To Eat 公式サイト内取扱店ページの、自店が登録されていることが確認できるページの添付をお願いいたします。

一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入を！ ～11月は労働保険適用促進強化期間です～

労働者(パート・アルバイト等を含む)を1人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。
また、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。
また、労働保険の加入手続きを行っていない事業主におかれましては、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きをとられますようお願いいたします。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

加入義務のある事業所

次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務付けられています。(強制適用事業所)

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず労働者を1人でも雇っている事業所は加入義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。

労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

短時間労働者(パート・アルバイト)について

労災保険は、短時間労働者を含むすべての労働者が対象となります。
雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。
※その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

保険料は何に使われている？

お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災保険 労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合やなくなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険 労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

保険料はだれが負担する？

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率(労災保険料+雇用保険料)から決まります。

労働保険料のうち、**労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担**になります。

※労災保険率及び雇用保険率が事業の種類ごとに定められているため、労働保険料は事業の種類により異なります。

加入手続きを怠っていると？

1. 遑って保険料を請求するほか、追徴金も徴収します
労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立し、労働保険料額を決定します。
その際、労働保険料は手続きを行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。
2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額的全額又は一部を徴収します
事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の加入手続きを行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。
3. 事業主のための助成金が受けられません
雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

お問い合わせは

新潟労働局総務部 労働保険徴収課 ☎025-288-3502
又はお近くの労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)まで

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心！
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

[中退共 検索](http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/)

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>



小規模企業共済

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が、障害や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
おかげさまで、今年50周年を迎えました。

制度の特長

1 全国125万人が加入 昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国約125万人が加入しています。(97.8万単位)	2 掛金は全額所得控除 掛金は、全額が小規模企業共済等掛金控除として課税対象外で控除されます。	3 受取時も税制メリット 共済金の受取は、一括の場合「退職所得」とし、分割の場合は「公的年金等」所得扱いです。
---	--	--

経営者のための退職金制度です！

中小機構 TEL:050-5541-7171 (共済相談室) www.smrj.go.jp/kyosai